

議案第53号

動産の取得について

下記動産を取得するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月7日提出

沼田市長 横山 公一

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する動産 | 新庁舎議場等システム整備に係る機器一式 |
| 2 契約方法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 3 契約金額 | 34,560,000円 |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-970-8 株式会社東和エンジニアリング関東支店 支店長 岩田 琢 |

(議案第53号 参考資料)

取得する動産 新庁舎議場等システム整備に係る機器一式の内訳

(1) 基本設備 (一式)

- ア 機器収納架
- イ 操作卓
- ウ 各席マイクシステム
- エ モニター
- オ スピーカー
- カ 会議中表示器
- キ 音声録音のバックアップ機器
- ク マイクのバックアップ機器

(2) 映像映写・収録・配信設備 (一式)

- ア 機器収納架
- イ 操作卓
- ウ HDカメラ
- エ モニター
- オ スピーカー

(3) 投票用設備 (一式)

- ア 操作卓
- イ 投票機器

(4) 難聴者支援設備 (一式)

- ア 機器収納架
- イ 磁気ループシステム

(5) 多目的利用設備 (一式)

- ア 機器収納架等
- イ マイク
- ウ スピーカー
- エ 再生機器
- オ 投影機器

(6) その他の設備 (一式)

- ア 予鈴用・開始用ブザー